

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の十九第二項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出がありました。

平成二十九年二月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害児通所 支援の種類	廃止年月 日
特定非営利 活動法人は じめのいっ ぽ	香芝市上中一 八三一（五 三〇二）	児童発達支 援センター はじめのい っぽ	北葛城郡上牧 町大字上牧三 四二三一 クリエイトプ ラザⅡ一六	放課後等デ イサービス	平成二十 九年一月 十二日
株式会社ぐ りーん	天理市岩室町五 七番地四	ぐりーん	大和郡山市美 濃庄町七三三 一 上野テ ナント	児童発達支 援 放課後等デ イサービス	平成二十 九年一月 二十五日
合同会社夢 の翼	生駒市真弓四丁 目二番三号	つばさクラ ブ	生駒市真弓四 丁目二番三号	児童発達支 援 放課後等デ イサービス	平成二十 九年一月 三十一日
社会福祉法 人檀原市手 をつなぐ育 成会	檀原市小房町一 番一号	なら子ども 発達支援セ ンターふあ くすと	檀原市小房町 一三番四号	児童発達支 援	平成二十 九年一月 三十一日